

芦屋市公共事業評価監視委員会（第3回） 会議録

日 時	平成20年9月30日（火） 14:00～15:20
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	<p>委員長 森津 秀夫 副委員長 西尾 宇一郎 委員 羽尾 良三，平山 京子，牛田 三千子，田中 みさ子 根津 圭子，今村 千顯 市 側 大瓦技監，小野下水道事業担当部長，竹中下水処理場長 西村下水道課課長補佐，山下下水道課課長補佐 安堂下水処理場場長補佐，米村下水処理場主査 藪田下水処理場主査，石濱下水道課課員 事務局 藤井都市環境部次長（下水道課長），竹田下水道課主席主査 宮崎下水道課主査</p>
会議の公開	<p>公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/></p>
傍聴者数	0 人

1 議題

芦屋市公共下水道（汚水）及び芦屋市公共下水道（雨水）に係る再評価に関する審議について

2 審議内容等

（事務局 藤井下水道課長）

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

先ず、委員会開催の前に、芦屋市の大瓦技監より挨拶させていただきます。

（大瓦技監）

足下の悪い中、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、第3回目ということで、委員会としての意見をまとめていただいて、市の方に返していただくということになってございます。

市側に御説明が足りていないところもあるかと思いますが、その部分も含めまして説明をさせていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

(事務局 藤井下水道課長)

会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

一つは、会議次第が表紙になっております 3 枚綴りのものがございます。西尾委員からいただいた付帯意見案も付けております。

もう一つは、公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針というものでございます。以上が、本日の資料でございます。

前回までの資料は、皆さんお持ちでしょうか。お持ちでなければ、1 部用意しております。

よろしいでしょうか。

それでは、森津委員長、進行をよろしくお願いいたします。

(森津委員長)

只今から、芦屋市公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。

本日が最終回ということで、前回の最後に「事業を継続することは妥当である。」ということについては合議いただいたんですが、そうは言いながらも何か注文を付けるという意味での付帯意見を付けるのか、付けるとすればどういうものを付ければ良いのかということも含めて、我々の答えを出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、先ず、会議成立の報告をお願いいたします。

(事務局 藤井下水道課長)

本日は、委員 8 名中 8 名全員出席されておられます。よって、委員会規則第 3 条により、会議は成立しております。

(森津委員長)

次に、今回の委員会を公開にするかどうかですが、特段問題が無ければ公開にしたいと思っております。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(森津委員長)

傍聴人は、居られますか。

(事務局 藤井下水道課長)

居られません。

(森津委員長)

それでは、次に本日の会議録の署名委員を指名させていただきたいと思っております。

本日については、根津委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(根津委員)

はい。

(森津委員長)

では、これより議題に入りたいと思います。

先ず、1番の説明事項ですが、お願いいたします。

(西村課長補佐)

前回の委員会でお話のありました降雨確率強度の件ですが、芦屋市の下水道計画におきまして、岩井法及びトーマス・プロット法という一般的に用いられている算出方法でおこなっております。

局地的な大雨、短時間降雨につきましては、お手許の資料の2枚目の裏になります。60分降雨量順という表がございます。左側には、年次別降雨量表がございます。

大正13年から平成19年までの1年間の内の最大ですね、1日60分間降った雨の最大と10分間の最大を記載しております。これを多い順に並べますと、右の表になります。

芦屋市の今の5年確率46.6mmの雨につきましては、順番で言いますと12番目が昭和24年の47.1mm、13番目が平成11年の45mmとなっております、この84年間で5年確率を超える雨というのは、12番目の昭和24年というかたちになっております。

それで、手前のページを見ていただきますと、降雨強度の比較表がございます。

今の既計画で申しますと、大正13年から平成5年までが46.6mm、次に大正13年から平成19年までの試算で44.8mm、昭和47年から平成19年まで43.2mm、平成10年から平成19年までが39.3mmとなっております。

次に、10年確率を見ていただきますと、既計画では52.9mm、大正13年から平成19年まで53.2mm、昭和47年から平成19年まで51.0mm、平成10年から平成19年までが45.3mmとなっております。

5年確率では、既計画の数字が一番大きく、10年確率においても、大正13年から平成19年までの53.2mmと既計画の52.9mmとではあまり差の無い数字になっております。

したがって、既計画の数字を今後も採用して、10年確率への見直しを図っていきたいと考えております。

次に、流出係数につきましては2番目に書いていますように、都市計画・用途地域・

将来の推定人口等を総合的に考慮し、用途地域別に建ぺい率・道路率・舗装率等を推定して定めるとあります。

しかし、下水道施設だけでは対応が非常に難しい面もありますので、今後、貯留や浸透も含めて雨水排除計画の見直しを図っていきたいと考えております。

(森津委員長)

ありがとうございました。

今説明いただきました内容について、何かお聞きになりたいことがありましたら、御質問ください。

注意が要りますのは、表にまとめられているのは、その年の最大のものだけだということなんです。ですから、それに近いものが同じ年に何回あっても、カウントされないんですよ。

(西村課長補佐)

そういうことです。

(森津委員長)

ですから、正確に言うと、5年に1回という意味じゃないんですよ。

(西村課長補佐)

最大の1回の雨だけを考慮して、プロットしていくわけなんです。

(森津委員長)

例えば、同じ日に続けてあったとしても、結局は出てこないということですね。

(西村課長補佐)

はい。そういう考え方ではございません。

(森津委員長)

それから、流出係数の見直しは、随時しておられるということなんですか。

(西村課長補佐)

いえ、見直しはやっておりません。

流出係数の基準値というものがあるんですが、家の形状・庭の大きさ等々も変化しておりますので、その辺を新たに捉えながら計算をしまして、今後は流出係数を変えていくわけなんです。

そうなりますと、流出係数は大きくなってきます。ということは、今の管の断面では持ち堪えられないという結果になってきます。したがって、地下浸透や貯留でもって対処していく方法により、全体計画や認可計画を遂行していくといったかたちをとらざるを得ないと思っております。

(森津委員長)

今、各地域毎に選定されている流出係数は、いつ決めたものなんですか。
かなり古いものなんでしょうか。

(西村課長補佐)

昭和45年です。

(森津委員長)

そうすると、例えば震災後でも大きく変わってきていると思うんですが、それでも前のまま使っているということですか。

(西村課長補佐)

それが現状です。

(森津委員長)

その辺が、この表に挙がっている標準値自体がこれでいいのかという問題と各地域に設定しているものもそれでいいのかという問題も起こってきているということですね。

(西村課長補佐)

そうです。

(森津委員長)

今仰ったのは、下水を整備する側からはそういうことなんですが、住民のかたからすると、今までよりはより溢れる可能性が高くなっているということになるわけですね。

今までより流出係数が高くなっているということからすると、同じ雨が降った場合でも今までは大丈夫だったものが、溢れる可能性が大きくなってきているということですね。

他に、いかがでしょうか。

(平山委員)

先ほど、貯留・浸透を進めるということだったんですが、具体的に他に計画はあるん

でしょうか。

(西村課長補佐)

今やっていますのが、新しい宅地・戸建ての開発をするなかで阪急以南なんですが、浸透柵の設置です。500 m²以下については2個以上の浸透柵の設置を、500 m²を超える場合には、100 m²当たり3m以上の浸透管の設置を下水道課としてお願いしております。

また、都市計画のほうでは、中に道路などを造って舗装する場合、マンションも含めてなんですが、浸透性のあるアスファルト舗装をしていただくよう指導しております。

(平山委員)

浸透舗装については、10年ぐらい経つとあまり効果がなくなると聞いたことがあるんですが。

(西村課長補佐)

掃除の問題なんですね。小さなゴミとかが詰まります。

まだ、何年に1回掃除をしないといけないとかは出ていないと思うんですが、その辺の検証も踏まえながらやっていきたいと思います。

(森津委員長)

いかがでしょうか。

今日のこの部分以外も含めまして、今までのところで更に説明をしていただきたいということがありましたら、どうぞ。

(羽尾委員)

数字が羅列されておって、非常に分かり難いというのが率直な感想でございます。

この10年間で、下水道の処理設備のキャパシティを超えるような事象が発生したことがあるんでしょうか。

あるでしたら、どれくらい起こったんでしょうか。また、実際にどのような被害が出たんでしょうか。

(小野下水道事業担当部長)

60分降雨量順の表なんですが、芦屋の今まで1番ひどい雨が平成元年の100.5mmでして、この時はその雨が2時間振り続いております。ですから、これは当然、先ほどの既計画の46.6mmを超えております。

この時の被害は、主に地盤の低い大東町・南宮町・浜町でして、床下浸水が1,100戸、床上浸水が最終的には250戸になっております。

その次が昭和 13 年の阪神大水害の時なんですが、この時は 1 時間の雨が 87.7mm できて、記録では 3 日間くらい降り続いております。

(羽尾委員)

連続して降ったんですね。総量がすごく多かったということですね。

(小野下水道事業担当部長)

委員長が言われたように、前後の雨を含めると 300mm を超えていたのではと。

450mm ですか。450mm を超えるような雨のなかで、土石流が発生しております。

3 番目が昭和 42 年 7 月 9 日です。時間雨量は 75mm くらいなんですが、梅雨時の雨でして、やはり 3 日間ほど降り続き浸水被害も出ております。

羽尾委員が言われた最近の状況では、4 番目に平成 9 年の雨がありまして、時間雨量が 71mm ですが、この時は前後に雨は降っておりません。

もちろん 46mm は超えているんですが、元年の 100mm を超える雨のあと、浸水した大東町と南宮町のところに、46mm を超えているとは言えどももう少し何か対処できないものか、ということで検討を致しました。

下水処理場のパンフレットで説明させていただきます。

赤く囲んでいる所や黄色で囲んでいる所、この辺りがポンプ場の排水区でして大東排水区・南宮排水区を示しております。

この大東排水区の北側が阪神電鉄でして、この辺の雨を芦屋下水処理場の場内ポンプ場の方に誘導するように幹線工事を行いまして負荷を下げています。

また、大東ポンプ場のポンプを待機型にしまして、今まででしたら水が来てからポンプを回すんですが、これはカラ運転と言いますか、水が来る前にあらかじめ回すというような改良を行っております。

平成元年の 1 番ひどかった地域では、信用金庫が大東町にあったんですが、その低いところの側溝が溢れて地下部分が浸水するとかということがございまして、側溝を深くするとかの対応をしております。

そういう対応をする中で、平成 9 年の 71mm の雨の際には 46mm を超えていたんですが、この時は浸水しておりません。

先ほど森津委員長が言われましたように、確かに抜本的な改革というのは流出係数の見直し等になるんですが、それを行いますとやはり既設の下水管の口径が足りなくなるんです。下水管の入替えが必要になってくるんです。

それができない中でどうしていくかということで、さきほど申しましたように、負荷がかかる所の雨水を減らすとか水が流れやすいように改良するとか、そういう対症的な方法で対処しております。

その結果、平成 9 年の 71mm や 13 位の平成 11 年の 45mm、45 と書いていますが、

実際には1番ひどい所では時間雨量60mmくらい降っており、この時にも浸水被害は起きませんでした。

そういうことで、計画上の46.6mmという数字は変えようがないんですが、弱いところを補強するというやり方でも、実質的には今まで経験した71mmの雨のときにも被害が起きなかったということでございます。

(羽尾委員)

ありがとうございました。

(森津委員長)

他にいかがでしょうか。

(羽尾委員)

もう一つよろしいでしょうか。

この再評価というのは、国庫補助事業であるから再評価を行うということなんですよ。ね。

芦屋市が国庫補助を受けている実績は、どこかに出ていたんでしょうか。毎年どれくらいとか、何年間でどれくらいとか。

(石濱課員)

第1回の説明資料で事業再評価書(継続)に出しております。

資料の14ページなんですが、こちらは整合性を図る上で、再度14(1)と14(2)というかたちで提出させていただいています。

こちらの資料の実施の欄に、全体事業費・補対事業費・単独事業費と三つの項目があるんですが、補対事業費の項目が国庫補助で行っている事業費になります。

(羽尾委員)

平成11年度が非常に大きい金額になっているんですが、このあたりは何かあったんでしょうか。

(小野下水道事業担当部長)

このあたりは、見学もしていただきましたが、高度処理をやっております南芦屋浜下水処理場を建設しておりました。

(羽尾委員)

恒常的には、例えば平成12年度から19年度くらいまでの水準が補助対象事業費であ

ると理解してよろしいでしょうか。

(小野下水道事業担当部長)

結構です。

(羽尾委員)

ありがとうございました。

(森津委員長)

よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事の(2)の審議に移らせていただきます。

前回、附帯意見についての提案があれば今回の委員会までに事務局へ連絡をしていたきたいとお伝えしていましたが、西尾委員からだけ御意見をいただいております。

それについて説明をお願いいたします。

(事務局 藤井課長)

読ませていただきます。

「以下の趣旨を報告書に付記したいと思います。」ということで、いただいております。

「将来の費用及び便益の金額について、物価上昇見込みが加味されていないが、これは、国土交通省の計算ルールに基づくものなのでやむをえない。」という意見でございます。

田中委員は前回欠席されておられましたので、若干説明させていただきます。

過去の分につきましては、デフレーターにより物価変動を加味して便益と費用を算出しておりますが、将来においては物価上昇は加味されておりません。

市としては、国土交通省の基準に基づいて再評価をやっていきますので、こういうことになりましたが、「やはり物価上昇見込みを入れるべきではないか。」という御意見を西尾委員からいただいております。

(森津委員長)

それについて、別途、資料も用意していただけるということですね。

では、御説明をお願いいたします。

(西村課長補佐)

物価上昇なんですけど、下水道事業の費用効果分析手法としましては、現在価値比較法を選択しております。現在価値比較法とは、下水道全体計画及び財政計画等に基づき、

年度ごとの整備・維持管理費用及び年度ごと発現効果を金銭評価した上で、社会的割引率を用いて現在価値に換算しその総費用及び総便益をもって比較する方法です。

国土交通省の再評価実施要領細目に「マニュアルに準拠し、費用効果分析を行う。」との記載があります。前回の委員会で説明させていただきました費用効果分析の留意事項として、「基準年度は事業再評価を行う年度とし、事業評価年度より将来の費用及び便益は社会的割引率を用いて現在価値化する。また、過年度の費用及び便益は、物価変動分を加味するため、下水道事業デフレーターを参考に事業評価実施年度価格に変換する。」としかマニュアルに記載されていないため、物価上昇見込みは加味しておりません。

兵庫県下においても、マニュアルに準拠して費用効果分析を行っていますので、いずれの市町村においても物価上昇見込みは今のところ加味しておりません。

(森津委員長)

はい、どうぞ。

(大瓦技監)

お手許に、国土交通省の平成 20 年 6 月の共通編がございます。

国土交通省の資料では、道路も河川もダムもすべてこの共通編に基づいている、ということがございます。

先ほど説明させていただきました事項につきましては、抜粋の 31 ページを御覧いただきたいんですが、「評価基準年度は再評価年度とする。」ということで、今回の委員会で提示させていただきました平成 20 年度を評価基準年度としておりまして、便益・費用は全て社会的割引率を用いて評価基準年度価値に換算する、ということが書かれております。

9 ページを御覧いただきたいんですが、これも同じことが書かれております。

現在価値化の基準時点の考え方ということで、2 点目なんですが、「このとき、費用・便益算定の原単位等は、物価変動分を除去するため、現在価値化の基準年度の実質価格に変換する。」ということで、今回も同じやり方で現在価格に変換しております。

次に、社会的割引率の考え方でございます。5 ページに書かれておりますが、「社会的割引率は、全事業において当面 4%を適用する。」ということで、これは、国土交通省及び国土交通省の補助事業を行っております各県市の事業評価におきましても、4%ということになっております。

4%の考え方なんですが、市場利子率を参考にということが書かれておりまして、国債の金利の実質利回りを参考に定められているということになってございます。

なお、国土交通省の資料を見ますと、昨年、道路の特定財源に関して国会の方で議論がございまして、西尾委員が指摘されていますように物価変動率をみるべきではないか

という議論も行われております。

また、社会的割引率の4%は高いのではないかという議論もされておまして、今、国土交通省では評価の指針の改正に向け、道路については改正に向けた委員会が6月に開催され、9月の第2回委員会でも審議中でございますが、現在のところ、物価変動率については議論されていないようです。

市としましては、公共事業の評価の監視という中では、マニュアルに沿ってやってございますし、物価上昇については考え方はいろいろございますが、物価変動率も加味してそれを市場の国債の利率で割り戻していると。

つまり、分母も分子も現在価値に割り戻して比較しているということでございます。

方法論としては、物価上昇率をみるやり方とかの方法はあろうかと思いますが、市としてはこういう方法で計算しております。

(西尾委員)

正直なところ、今の話で余計にわからなくなりました。

国交省のルールでは、前は、「このようにする。」と書いているのかなと思っていましたが、実際は書いていないと思うんですよ、今の話では。

「こうしなさい。」と書いていないから、物価上昇率を見込んでいないということで、慣行的にやっているというのが本当かなという気がします。

いくつかお聞きしたいんですが、割引率については、当初の時に「4%は高いと思うけれども、これは決められているということなので仕方がない。」と申しました。

ただ、10年物の国債でやるというのは、基本的におかしいと思います。50年・60年のものと5年・10年のものが一緒の割引率というのは、何かおかしいと思いますが、これは「4%でやりなさい。」ということなんで、納得しています。

今、ちょっと分からなかったのは、9ページの「このとき、費用・便益の金額は、物価変動分を除去するため、現在価値で還元して20年度に直します。」とあります。先ほど、分母・分子の話が出たんですが、この話は今までは分母の話しか無いんですよ。今やられているのは分母しか無いんですよ。分母が1プラス0.04のn乗というものでやっておられるということなんですよ。

(大瓦技監)

分母・分子はB/Cの。

(西尾委員)

わかりました。

B/Cは同じ年度で出てきたらそれでいいんですが、年度が違うのでね。

9ページに書いていることは、4%で割り戻すというのは、将来の金額を割り戻して現

在に持ってくるということだけで、将来の金額に物価上昇率を加味するとかしないとかは書かれていないと思うんですね。

おそらく、この前に森津委員長が言われましたが、国にしても地方にしても、将来便益が出てくるので物価上昇率を加味すると有利になると思います。

ただ、一般的には不利になるケースが多いただろうと。問題を先送りしていると。

この計算方法自体は、割引率で割り引きなさいということは言っているんですが、物価上昇率をどうしなさいとは言っていないんです。したがって、常識的に考えまして、割引率で割り引いてくるということは、それなりの物価上昇があるということを考えているのが一般的なんですよ。

そうでないと、50年先の1,000円を今割り引いてきて10円ですという話はおかしいわけです。

もし、やるのであれば、将来の1,000円を割り引いた時に1,000円ですと持ってくるほうが正しい。物価水準はゼロということ、いつもゼロということです。

私は、物価水準を考えるなということがどこかに書かれているのかなと思っていましたが、書かれていないんですね。

ただ、今のお話ですと暗黙の了解として、それはずっとやられていないということなんだろうと思います。

計算ルールでは、そうなっているということは、納得いたしました。

ですから、私の結論としては、ここに書いていますように「やむをえない。」ということことです。

(大瓦技監)

それに物価上昇の関係ですが、評価マニュアルでは、将来の不確実性への対応、つまり、それは仮定ですよということが述べられていまして、たぶん御指摘のように事業年度が長くなるほど社会的割引率を引くから全体の事業費は低くなります。したがって、そうなると事業が計画どおり進まなくて、影響が出てくると。

そういう場合、物価上昇率が非常に高くなっている時は、物価上昇率を仮定して、いわゆる感度分析という方法も場合によっては採りなさい、というようには書かれています。

(西尾委員)

ということは、やはり基本的には、物価上昇率は考えないということですね。

ただ、例えば企業なんかですと、50年・100年のものはやりませんが、官の世界、特に下水道などでは100年ということもありますし、そのときには何か考えてもらわなければという気はいたしました。

(大瓦技監)

だから、現在価値に全く戻さずにやった場合には、事業年度を 20 年くらいにしたとしてベネフィットは 60 年ということになりますので、当然先になる方の金額を割り戻していますから、ベネフィットの方を少なくみていると。

その辺はある程度割り切って、ベネフィットを少なくみているんだから、簡便な方法でやろうかなというところはあると思いますが、ただ、事業年度が早くなると事業費がトータルで低めに出てくるという課題はございます。

割り引いてベネフィットも両方とも現在価値に戻しましょうというのが、現在のルールでございます。

今後、見直す方向は出てくるかとも思いますが、当面はこの方法で行かせていただきたいと思えます。

(西尾委員)

これについては私は納得しているんです。逆だったら、物価上昇を加味するとコストが高くなって逆転するような話でしたら、やむをえないで済まないかなとも思いますが。

先ほども申しましたが、全体の合議もありましたように、結論はこれで結構だと思います。

腑に落ちないところはありますが、ルールとして決められているのでやむをえない、というような趣旨を入れていただければなら入れていただきたらということです。

(森津委員長)

結局のところ、附帯意見の性格なんですね。

私が考えていますのは、我々としては市の方にお答えをする際に、基本的に市の方で事業を継続するのは妥当ですよ。ただ、事業を進める上でこういうことについては十分留意してください、と言う意味で付け加えた意見ですね。

もし付けるのであれば、「今のマニュアルのやり方はよくない。きちんと再検討するように申し入れてください。」というようなものであれば、附帯意見として成り立つかなと思うんですよ。

(西尾委員)

私の場合は、附帯意見として書くなら、「物価上昇が見込まれていないが、これはやむをえない。けれども、長期間に亘るため急激な物価上昇などがあるときは、これを考慮して進めてほしい。」とかいうことになるんじゃないでしょうか。

(森津委員長)

これを何のためにやっているかというところ、結局は、国交省の方から補助金を出してほしかったら、きちんと再評価しなさい、このやり方に従ってきちんと計算してきなさい

いということなんですよ。我々がこういう委員会を設けているのも、その枠内でやっている。

ということは、市の方で、この方がいいやり方だということで違う計算のやり方をされたとしたら、国交省の方ではねられてしまうわけですよ。

(西尾委員)

だから、こういうことを言いなさいというようなことは、こちらは言えないと思うんです。

それだったら、もう何も書かない方がいいでしょう。

実は、メールを送った時に、何か趣旨というように書いていたでしょう。報告書の附記事項にはふさわしくないものですので、何かうまく書ける方法を考えてもらえますか、という話だったんです。

おかしいので是正するように言ってください、ということまで報告書に書くのは、私もどうかと思うんですが。

(森津委員長)

実際には、マニュアルに従って再評価を行うんですが、何か意見があれば当然付けて構わないということだと思います。

別のもので、私がやった時にそういうことがあったと思います。拒むものではないと思います。

(西尾委員)

我々が出す意見書に、委員長が言われたようなかたちの事を記載するのは、奇異ではない、非常識ではないということであって、かつ、委員の方の同意がいただけるのであれば、書いていただきたらと思います。

(森津委員長)

それでは、この件については、一旦これで置かせていただきます。

他に、附帯意見とかありましたら、どうぞ。

(牛田委員)

前回、下水処理場の現場を見せていただいて、高度処理をするにあたっては、いろいろな手間やたかさんのコストもかかるという話をさせていただきました。

その時にさせていただいたせせらぎの水は、高度処理している最中の水を利用して別のことに使うというアイデアだったと思うんです。

ずいぶんコストもかかるし手間もかかるのであれば、これ以外にも途中の水を他のこ

とに利用できないんでしょうか。もちろん、費用・効果も計算しないといけないんですが。

(森津委員長)

高度処理する水がたくさん出るから、さらに有効に利用してくださいということですね。

(牛田委員)

はい。

(森津委員長)

他にいかがでしょう。

そうしましたら、たたき台が要りますので、この前までの段階でということ、私の責任でということになりますが、たたき台になるものを用意してもらいましたので、配っていただけますか。

事務局より配布

(森津委員長)

では、読み上げていただけますか。

(事務局 藤井課長)

では、読ませていただきます。

事務局より読み上げ

(森津委員長)

ありがとうございました。

“記”以下のところなんですが、最初に、必要性を認めた部分があります。

次のところは、今の議論にも若干関係すると思うんですが、我々委員としては事業継続は妥当であると認めるということなんですが、言い方として先ず、評価作業が所定のマニュアルに従ってきちんと行われている、マニュアルどおりだからそれでいいということですね。

それから、留意事項として最初の部分では、委員会で挙がったものをまとめまして、高度処理導入のこと、2番目が今日説明いただいたんですが、短時間強雨の件です。

今日の話聞きましても、今のままで全く問題が起きないということではなく、十分

点検をして、浸水に対する安全性に留意した計画を考えてくださいということで、書いております。

それで、先ほど高度処理水の利用のことについては、1番にそれを付け加えればいいですかね。そこが高度処理の話になっていきますので、それについて努められたいの後に、さらに高度処理水の活用についても検討されたいということですね。

いかがでしょうか。

どうぞ、御意見があればいただきたいんですが。

(羽尾委員)

今回、施設をいろいろ見学させていただいた感想なんですが、実に広い土地を使い、それがかなり贅沢に使われているという印象を持ちました。

ただ、この下水道処理事業そのものではなくて、それ以外の事業とコラボレーションと言うか、うまく組み合わせると言うか、そういうことができないのかなということは、少し感じたんです。

さきほど、高度処理水のことを言われていましたが、地価の高い芦屋市であれほどの広さの面積を持った処理施設だけにそれを使っているというのが、いかにももったいないなあという印象を持ちました。

昨今の建築技術・建設技術であれば、改装なしでいろいろな設備を上につるとか、あるいはその地下につるということは可能なんではないかなと。また、それによって、土地の有効利用が図れると。土地もまた市民から負託された用地だろうと思います。

一層効率的な利用を検討できないのかなというような印象を先ず持ったんですよ。

特に、南芦屋浜の施設は新しく、立派な施設だと思います。

小さい芦屋市ですから、もう少し有効利用ができないのかなと思います。

これは、私の感想です。この中に付け加えてくださいということではございません。

(森津委員長)

いろいろ、使っている例もあるわけですね。

(小野下水道事業担当部長)

元々、下水処理場といいますのは、地域の住民の方にとっては、嫌悪施設だったわけです。

最初に見ていただいた若葉処理場は、元々の立地場所は今の図書館・美術館のあるところに建設する予定でした。周りから、反対運動が起きまして、その時の市長選挙の争点になり、浜に追い出されたというのが実情です。

そういう点から言いますと、やはり地域住民に愛される処理場、あるいは、有効利用というのは考えていけないといけない課題だと思います。

若葉の方は、以前は処理場の上にテニスコートが 5 面あり、市民の方に広く使われていたんですが、処理場そのものが昭和 49 年の供用開始から 30 年近く経ちまして、屋根の改修をするために撤去いたしました。

要望はあったんですが、震災以降、芦屋市は行政改革を行う中で財政的なものもあり、実現できておりません。

もう一つは、日本の縦割り行政の問題点でもあるんですが、下水道事業は国土交通省の補助事業であり、例えばテニスコートなどに関する償還は文部省の所管になります。

したがって、市の単独事業ということになりましたが、その辺のところは考えていくべきものと思っています。

もう一点、南芦屋浜処理場は震災以降に整備着手をしました処理場として、正式な防災拠点にはなっていませんが、せっかく水もありますので、准防災拠点といった考え方をしております。

震災当時にみなさんが困られたのはトイレのことです。そのことを覚えておられて、普段は何気ないせせらぎの水なんですが、あれくらいの深さがあればバケツで汲んで持って帰ることもできます。発想の根本には、そういう考えもございます。

それから、処理場の空きの倉庫には、備蓄の食料も置いております。

また、災害発生時の消火活動用に、市内の何箇所かに地下タンクを設けておりますが、処理場は水道水ではなく処理水を消防用水として使用できるようになっています。

少し P R 不足ですが、その辺のところは我々もずっとやってきているんです。

羽尾委員が言われたのは、それよりももっと大きな複合施設、例えば市民センター的なものを造ってはどうかということだと思っております。

(羽尾委員)

財政の問題もあるということは承知の上で、申し上げているんですが。

(小野下水道事業担当部長)

その辺のところは、十分に伝えていきたいと思っております。

(羽尾委員)

私は、非常にきれいだなと思いました。見せていただく前と見せていただいた後では、印象はガラッと変わりました。

冒頭に言われたように、下水処理場というのは地域から嫌われた施設だというような時代もあったんでしょう。

私は、もっと市民の方に知っていただく機会があれば、そんなに嫌われる施設ではないでしょうと、そんな気がいたします。そういう意味では、そこに複合施設を建てるというのも、そんなにおかしな発想でもないと思います。

ただ、御指摘のように、財政の問題があるというのは当然のことでありまして、国の補助金を当てにした話ではなく、市民独自の発想に基づき市民に還元できるようなレベルのものというように考えているわけですが。

そんなに大規模なものが一気にできるとは思いませんが、もう少しPRされたらと思います。

私の感想ですから、これに付け加えていただく必要はありませんので。

(西尾委員)

内容的にはこれで結構だと思いますが、細かい点をお聞きしたいと思います。

「要望します。」の後で、何故改行しているのか、一行空けているのかなと思うんですが。

「妥当と認めます。」の後は一行空けて、「要望します。」の後はつながっているのではと思います。

もう一点は、要望の位置づけについてなんです。以前の時は、できるだけ経費を削減してくださいということだったようですが、それを本当におこなったのかというのは一体誰がチェックをするのか、あるいは、チェックする必要がないのかということなんです。

適正ですよということなので、国交省に対してはこれでオーケーだと思うんですが、要望については、どうなるんでしょう。

これは、言い置きますよという話なんですか。市当局としてこの内容でがんばってもらおう、という考えでよろしいんでしょうか。

(羽尾委員)

この監視委員会には、市民の代表の方も参加しておられますし、そういう意味では、市民の声という意味で書いている部分もあると思いますが。

(西尾委員)

それなら、やれということですね。要望するということは、やりなさいということなんじゃないかな、きっと。

委員会の場合は、言いつばなしということがわりにあるんですが、たまには、言いつばなしではなくて、途中でチェックに入るということもあるようで。

言いつばなしというのは少し語弊があるんですが、チェックする仕組みは無いということでもよろしいんでしょうか。

(羽尾委員)

それは、市議会の任務じゃないんですか、チェックしたりするのは。

(西尾委員)

これは、議会の話になるのでしょうか。

(羽尾委員)

市政の執行の仕方とかになるんですから。

(森津委員長)

また、10年後に委員会をやった時に、前回どうだったんですか、要望事項についてはどうなったんですかということ、もう1回チェックが入るんだと思うんですが。

我々としては、基本的にここで要望したことは、十分頭に入れてやっていただけるものと期待はしているんです。

(大瓦技監)

1 点目につきましては、当然国の補助事業を受ける時にもできるだけ既存の施設と重ならないようなかたちということを問われるでしょうし、高度処理水の活用につきましても、今はせせらぎの公園というものをやっておりますが、もう少し量が増えた場合には、他の地域、例えば谷崎記念館の池の方に流すなどして、活用に努めることはできるんではと思います。

2 点目につきましては、下水道計画の点検ということで、大きな命題だと思っております。

しかしながら、今、流出係数を見直して全体計画を点検する場合、私どもとしましては、先ず全体計画を作りたいと思います。年次計画をこれから作っていかねばならないと思っています。

ただ、いつまでにこれをやりますというのを今決めると言われますと、苦しい部分もございます。

(森津委員長)

2 番目の意味は、1 度これで決めているからそれで終わりということではなくて、前に決めたものでも前提条件が崩れたりということが起こりうるので、大丈夫かどうか常に点検する姿勢が必要ですよということを言っているわけです。

(小野下水道事業担当部長)

よろしいでしょうか。

西尾委員は、水道経営審議会の委員もやっておられるんですが、最近では議会でも、例えば水道でしたら、4年間の財政状況を委員の皆さんに報告しなさいということを議員から言われるんです。

再評価は 10 年間という非常に長いスパンの中でやりますので、なかなか難しい点があったかと思うんです。

この再評価というのは、B/C の結果で評価をするということなんですが、公共事業の再評価が出てきた原点といいますのは、無駄のない公共事業・効率的な公共事業をやりなさいということだと思っんです。

B/C がクリアしたから良いということではなく、できるだけコスト縮減なり、事業効果を図るようにやってくださいというのが、本委員会の委員さんの総意じゃないかと思っんです。

(西尾委員)

御留意の上、よろしくお願ひいたします。

(森津委員長)

他に、いかがでしょうか。

何も無いようでしたら、行の空け方という話もありましたが、文章としては、1 番のところに「活用」の 1 文を付けるということですね。

その 1 文を付け加えたものを後日皆さんに送っていただき、最終確認をしていただいた上で決定としたい、我々の回答としたいと思っんですが、それでよろしいでしょうか。

(結構ですの声)

それでは、我々としてはきちんと回答が作れたということで、会議次第の最後 7 番のその他なんですが、何かありますでしょうか。

(小野下水道事業担当部長)

森津委員長はじめ委員の皆様には、3 回に亘り熱心な審議をしていただき、どうもありがとうございます。

事務局・事業部局としましては、資料とか説明で至らない点などがありまして、円滑な運営という意味ではどうだったのかという思いもございりますが、今後とも効率的な下水道行政に努めてまいりたいと思っんですので、よろしくお願ひいたします。

どうも、ありがとうございました。

(森津委員長)

この際ですから、話しておきたいことなど、何かございましてでしょうか。

(牛田委員)

湧水の場合の対策は、どうなんでしょうか。

(小野下水道事業担当部長)

下水につきましては、湧水というのはそんなに影響はございません。

水道にとりましては、湧水は死活問題になります。

経験上から申しますと、一般的に合流区域というのは、分流区域に比べて悪者扱いだったんですね。雨が一定の 46.6mm を超えて降れば、晴天時に処理できる 3 倍の量まで処理しなさいということなんですね。

現地で少し説明しましたが、下水をきれいにする際には、バイオテクノロジーと言うんですが、微生物が下水の中の汚物を食べたり、くっつけたりします。この微生物が元気になりますのに、雨が必要なんです。

といいますのは、下水処理場に雨が入ってきますと、新鮮な空気中の酸素が溶け込みますので、微生物は非常に生き生きします。

あまり影響は無いといいましたが、現場の処理場では、雨が降ってショックを与えることによって、微生物が元気になります。ですから、日照りがずっと続きますと、下水の処理が難しくなります。

分流区域だけの処理場は、雨が入ってこないものですから、濃度が濃くなってきます。ですから、汚泥の管理が難しくなるということがあります。

そういう合流の良さというものがあまして、湧水に対する直接的な答えではないんですが、適度な雨というのは、下水に必要なんですね。

下水管にしましても、日照りで湧水が続きますと、水があるときと違って、下水管の下の方を水が流れますので、汚物が付着します。そうしますと、やはり匂いの原因になります。

維持管理の面から言いますと、適度な雨が降って、大雨にならないのが良いというのが実際のところでございます。

(森津委員長)

よろしいでしょうか。

では、これで委員会を終了したいと思います。

始めのころは、下水についてよくわからないということもあったかと思うんですが、少なくとも今は一般のかたよりもよく理解できている点が増えたんではと思います。

今日の話にもありましたように、市民の皆さんにとっては、次回の監視委員会で下水道が議論されるまでには 10 年あるということですので、その間どうなっているかということについては、よく見といていただいたらいいのではないかと思います。

予定された 3 回で、意見をまとめることができました。御協力をいただきまして、ありがとうございました。

これで、閉会させていただきたいと思います。